

三原市介護予防・日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表（平成２９年４月版）

●介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードを利用する方。

①要支援認定を受けた方のうち、平成２９年４月以降に新規で訪問サービス・通所サービスを利用される方。

②認定の更新及び区分変更され要支援認定となりサービスを利用される方。

（例１：要介護１→要支援２，例２：要支援２→要支援１）

③基本チェックリストにより事業対象者となった方。

※認定の更新等までは、従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスコードを使用します。

※移行期間中（平成３０年３月サービス提供分まで）は、予防給付の方と総合事業の方が混在しますのでご注意ください。

総合事業については、市町村によって、サービスコード、基準等が異なります。

三原市内の事業者が、他市町村（Ａ市）の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、Ａ市の基準等により、Ａ市の設定するサービスコードを使用します。

逆に、三原市外の事業者が三原市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、三原市の基準等により、三原市のサービスコードを使用します。

訪問型サービス

- １ 三原市訪問介護相当サービス（みなし） サービスコード表（サービス種類コードＡ１）
平成２７年３月３１日までに、介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。
- ２ 三原市介護予防相当訪問サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コードＡ２）
平成２９年４月以降に、三原市から介護予防相当訪問サービスの指定を受けた事業者などが使用します。
- ３ 三原市緩和基準型訪問サービス（独自） サービスコード表（サービス種類コードＡ３）
平成２９年４月以降に、三原市から緩和基準型訪問サービスの指定を受けた事業者が使用します。

通所型サービス

- ４ 三原市通所介護相当サービス（みなし） サービスコード表（サービス種類コードＡ５）
平成２７年３月３１日までに、介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。
- ５ 三原市介護予防相当通所サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コードＡ６）
平成２９年４月以降に、三原市から介護予防相当通所サービスの指定を受けた事業者などが使用します。
- ６ 三原市緩和基準型訪問サービス（独自） サービスコード表（サービス種類コードＡ７）
平成２９年４月以降に、三原市から緩和基準型訪問サービスの指定を受けた事業者が使用します。

介護予防ケアマネジメント

- ７ 三原市介護予防ケアマネジメント（要支援者・事業対象者） サービスコード表
（サービス種類コードＡＦ）

要支援者・事業対象者の介護予防ケアマネジメント費については、国保連を経由しての支払いとなります。（注）別添のケアマネジメント料の類型・区分等の表をご覧ください。